

## 石川地方最低賃金審議会の意見に関する公示

### 石川労働局一般公示第83号

令和6年10月28日石川地方最低賃金審議会から石川県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、石川県の区域内で百貨店、総合スーパーを営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和6年11月12日までに石川労働局長あて（金沢市西念3丁目4番1号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和6年10月28日

石川労働局長 八木 健一

#### 記

石川県百貨店、総合スーパー最低賃金審議会の意見の要旨

石川県百貨店、総合スーパー最低賃金を次のように定めること。

石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

#### 1 適用する地域

石川県の区域

#### 2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店又は総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 994円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月31日